

川崎市健康安全研究所における不正防止計画

川崎市健康安全研究所（以下、「研究所」という。）の研究活動に係る不正行為（以下「不正行為」という。）及び公的研究費等の不正使用（以下「不正使用」という。）を防止するため、次のとおり不正防止計画を策定する。なお、不正行為と不正使用を合わせ、以下「不正行為等」という。

1 責任体系の明確化

川崎市健康安全研究所（以下「研究所」という。）における公的研究費使用に関わる研究活動に対しては、所長を「最高管理責任者」、副所長を「統括管理責任者」、企画調整担当課長を「コンプライアンス推進責任者」、企画調整担当係長を「コンプライアンス推進副責任者」として、不正行為等を防止するための対策・対応を行う。

また、「川崎市健康安全研究所における研究活動に係る行動規範」や「川崎市健康安全研究所における研究活動に係る不正行為防止及び公的研究費の不正使用に関する規程」等を定め、ホームページ上で公開する。

2 研究所構成員の意識向上

コンプライアンス推進責任者は、研究所に所属する全ての構成員（職員、会計年度任用職員、研究者のほか事務職員、技術職員、非常勤職員等、研究活動に関わる全ての構成員をいい、以下「研究所構成員」という。）に対し、コンプライアンス・研究倫理教育（公的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、研究者に求められる倫理規範、どのような行為が不正行為等に当たるのか等を理解させるための教育）を実施し、規程等の周知徹底を図るとともに、不正行為等を行わないこと、規程に反して不正行為等を行った場合は研究所や配分機関からの処分・法的な責任を負担すること等を明記した誓約書の提出を求める。

3 不正防止計画の見直し

推進部署は、不正防止計画を実施してその進捗状況を確認するとともに、必要に応じ不正防止計画の見直しを行う。

4 公的研究費等の適正な管理

（1）公的研究費等の計画的執行を検証できる体制

コンプライアンス推進責任者は、研究活動及び公的研究費等の管理・執行を適切に行っているか等を定期的にモニタリングし、必要に応じて改善指導する。

（2）物品の検収

企画調整担当職員は、公的研究費等による物品費の適正な執行を図るため、納品時に検収を行う。

（3）旅費の事実確認

公的研究費等責任者は、公的研究費を用いて行う出張について所定の出張命令書及び報告書等の書類を提出させることとし、不適切な旅費使用が起きないようにする。